

<企画課社会参加推進室>

1 障害者の社会参加の推進について

これまでの障害者社会参加総合推進事業等については、平成18年4月から9月までは「障害者地域生活推進事業」として、平成18年10月からは「地域生活支援事業」として実施することとなるが、障害者の社会参加の推進の観点から、以下の事業については、引き続き積極的な取組みについてご配慮をお願いします。

(1) 障害者IT総合推進事業

情報通信技術（IT）の進展により、障害者の社会参加を推進する観点からも、デジタルディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消の取組が様々な分野で進められるところであるが、現状では必ずしも障害者のニーズに十分合ったIT利活用が進んでいない状況にある。

厚生労働省としては、障害者の情報通信技術の利用の機会又は活用を図るために、総務省の「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」に参画している。この研究会の報告書の中で、ITサポートセンターのような地域における中核拠点を整備し、他の専門機関と対等に連携できるような体制をつくるべきという趣旨が明記されたものであり、厚生労働省としても、ITサポートセンターを中心に障害者IT総合推進事業を実施しているところであるので、IT活用による在宅就労など地域における様々な分野での取組に関する情報収集等を踏まえ、これまで以上の積極的な活用をお願いしたい。

なお、障害者情報バリアフリー化支援事業については、平成18年10月から市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業で対応することとしているので留意されたい。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度から通訳、介助員の派遣等を行う事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない実態にある。

については、未実施の都道府県におかれては、本事業の積極的な導入について検討をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬の普及・啓発

身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての一層の周知が必要である。

各都道府県におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、引き続き補助犬の普及・啓発のための環境の整備をお願いしたい。

(4) バリアフリーのまちづくり活動事業等

今般、大手ビジネスホテルによる「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）等に違反する改造工事が行われていたことが明らかになったところである。今回の事件を受け、障害保健福祉部としても、「バリアフリーのまちづくりに関する周知について」（平成18年2月9日障企発0209002号企画課長通知）を発出したところであり、本通知等を踏まえ、関係部局、関係機関等との連携等にご留意いただきたい。

また、今国会において国土交通省を中心に、既存の「ハートビル法」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した場合の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（仮称）」の制定を目指しているが、今後ともバリアフリー化の推進に当たっては建設部局等ともよく連携のうえ実施されるとともに、管内市町村等への周知についてご配慮願いたい。

なお、いわゆる三位一体改革により、公立施設にかかる社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金を地方公共団体に移譲することに伴い、公立施設のバリアフリー化を目的として進めてきた「障害者等生活環境基盤整備事業費補助金」についても一般財源化することとしたので、ご了知願いたい。

2 補装具について

人工内耳装用者に対する補聴用具の基準外交付

補装具給付制度における基準外交付の取扱いについては、「補装具給付事務の取扱に関する指針」（平成12年3月31日障第290号通知）に基づき実施しているところであるが、人工内耳装用者に対するFM補聴システムや赤外線補聴システムといったいわゆる補聴用具の交付に当たっても、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、基準外交付として交付するので、ご留意のうえ、管内市町村等への周知も併せ、円滑な補装具の交付（修理）に努められるようお願いする。

3 聴覚障害者への情報提供体制の整備について

(1) 聴覚障害者等への情報提供体制

聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところであり、「障害者基本計画」においても、全都道府県において聴覚障害者情報提供施設の整備を促進することとされているところである。

また、参議院厚生労働委員会における障害者自立支援法案に対する附帯決議においても、「聴覚障害者情報提供施設の設置の推進」を図ることとされており、地域におけるコミュニケーション支援の拠点としての役割が求められているところである。

については、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されるようお願いする。

(2) 施設整備にかかる助成

これまで視聴覚障害者情報提供施設等の整備にかかる助成については、「地域介護・福祉空間整備等交付金」のうち都道府県交付金として交付してきたところであるが、いわゆる三位一体改革に伴い、当該交付金のうち都道府県交付金については

一般財源化されることとなっている。

しかしながら、民間立の視聴覚障害者情報提供施設等については、平成18年度においては、「社会福祉施設整備費」として国庫補助することを予定しているのをご了知願いたい。

(3) 視聴覚障害者に対する行政情報の提供体制

障害者の方々への行政情報の提供にあたっては、種々ご配慮いただいているところであるが、とりわけ情報入手が困難な視聴覚障害者の方々への情報提供に際しては、点字、録音、紙面上の活字文書をデジタル化するコード（以下「SPコード」という。）、手話、字幕等を用いた情報提供に努められるようお願いいたしたい。

厚生労働省では、平成15年度より日常生活用具給付等事業において、重度の視覚障害者を対象に「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」を給付しているところであり、当該機器でSPコードを読み取ることで、紙面上の活字文書を音声に換えて情報伝達することを可能としているところ。

については、情報バリアフリーの一環として、紙面上の活字文書をSPコード化するためのソフト（Microsoft word用）がインターネット上 (<http://www.sp-code.com/support/support.html>) で無償配布されているので、積極的にご活用をいただけるよう、趣旨をご理解の上、管内市町村への周知方お願いする。

4 障害者スポーツ・芸術文化活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

ア 障害者スポーツ関係団体等との連携

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、本年3月に開催されるトリノパラリンピック等、様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

各都道府県等におかれては、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の事業や各障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

イ 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県におかれては、引き続き初級及び中級スポーツ指導員の養成に努めていただきたい。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるため、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、各種スポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会の開催

平成18年度の全国障害者スポーツ大会が兵庫県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙1のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、のじぎく兵庫大会実行委員会事務局宛、平成18年6月30日（金）必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の遵守についてよろしく願います。

なお、第8回全国障害者スポーツ大会（平成20年度、大分県）から、精神障害者のバレーボールを正式競技に加える予定であり、実施方法等については別途、お示しすることとしている。

○ 第6回全国障害者スポーツ大会（のじぎく兵庫大会）

開催期間：平成18年10月14日（土）～16日（月）

開催地：兵庫県 神戸市、尼崎市、三木市、津名町

主催：厚生労働省、（財）日本障害者スポーツ協会、兵庫県 他

**第6回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数**

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	30	36	66	島根県	9	12	21
青森県	12	16	28	岡山県	24	33	57
岩手県	11	15	26	広島県	14	18	32
宮城県	10	14	24	山口県	14	16	30
秋田県	16	22	38	徳島県	9	12	21
山形県	10	13	23	香川県	10	12	22
福島県	15	17	32	愛媛県	13	16	29
茨城県	14	22	36	高知県	9	11	20
栃木県	12	17	29	福岡県	18	23	41
群馬県	12	17	29	佐賀県	9	13	22
埼玉県	24	34	58	長崎県	13	18	31
千葉県	19	28	47	熊本県	16	20	36
東京都	55	67	122	大分県	12	14	26
神奈川県	17	25	42	宮崎県	11	15	26
新潟県	15	21	36	鹿児島県	16	21	37
富山県	10	13	23	沖縄県	11	16	27
石川県	10	13	23	札幌市	13	16	29
福井県	9	11	20	仙台市	7	11	18
山梨県	9	11	20	さいたま市	7	10	17
長野県	16	21	37	千葉市	7	10	17
岐阜県	14	19	33	横浜市	15	22	37
静岡県	16	23	39	川崎市	7	11	18
愛知県	21	32	53	静岡市	7	10	17
三重県	12	16	28	名古屋市	13	18	31
滋賀県	13	20	33	京都市	16	21	37
京都府	14	19	33	大阪市	21	27	48
大阪府	30	41	71	堺市	11	16	27
兵庫県	67	96	163	神戸市	32	45	77
奈良県	14	19	33	広島市	9	12	21
和歌山県	14	18	32	北九州市	10	14	24
鳥取県	8	10	18	福岡市	9	13	22
				合 計	941	1,272	2,213

イ 国際大会の開催

平成18年度においては、国際大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣に係る便宜の提供等について、格段のご配慮をお願いする。

(ア) 2006年INAS-FIDバスケットボール世界選手権大会

開催期間：平成18年9月29日（金）～10月6日（金）

開催地：神奈川県横浜市

主催：日本FIDバスケットボール連盟

2006年INAS-FIDバスケットボール世界選手権大会組織委員会

(イ) 第9回フェスピック競技大会

開催期間：平成18年11月25日（土）～12月1日（金）

開催地：マレーシア、クアラルンプール

主催：フェスピック連盟、大会組織委員会

(ウ) 第16回デフリンピック冬季大会

開催期間：平成19年2月3日（金）～2月10日（金）

開催地：アメリカ、ソルトレークシティ

主催：デフリンピックス、開催国組織委員会

(3) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、従来から「障害者芸術・文化祭」を実施しているところである。

平成18年度は沖縄県で開催することとしているが、開催日等詳細については、決定次第連絡する予定であり、その際には、各種作品、演目の募集等についてご協力をお願いすることとなるのでご了承願いたい。

また、平成19年度以降の開催についても、積極的な検討をお願いしたい。

5 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成18年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成17年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

(1) 平成18年度事業計画について

ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成18年6月～平成19年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成18年7月・平成19年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボラン

ティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成18年7月・10月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

○ メールマガジンの発信

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館 (BiG-i Museum) に掲載する。

○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

オ 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催

実施時期 平成18年8月・19年2・3月 3回（予定）

カ 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

実施時期 平成18年11月（予定）

(2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校等における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡、延床面積 約12,000㎡）

4 主な施設内容

- 多目的ホール（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））
- 宿泊室 35室（洋室26室、和室4室、和洋室7室、重度障害者対応室1室）
- 大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）
- レストラン（50席）、駐車場

5 障害者のための特別な機能

- 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
- 館内自動音声案内設備
- 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
- 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
- 光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL：072-290-0900 FAX：072-290-0920 URL：<http://big-i.jp/>

6 手話通訳技能認定試験について

平成17年度の第17回手話通訳技能認定試験は、平成17年9月に学科試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成18年3月31日(金)に合格者の発表が行われる予定である。

現状を鑑みると、平成16年度までの認定試験の合格者の累計は全国で1,445人となっているが、その数のさらなる増加や地域的な偏在傾向の解消などが望まれているところである。

また、本年10月に施行される「障害者自立支援法」の地域生活支援事業においては、手話通訳を含むコミュニケーション支援事業を市町村の必須事業として位置付けたところである。聴覚障害者がコミュニケーション支援を必要とする場面は、教育、医療、司法など近年益々複雑・多様化しており、これらの場面に対応できる高度の技術を持つ手話通訳士の働きは今後さらに期待されるものである。

このような状況の中、受験者の経済的負担の軽減と利便性の向上を図り、もって、手話通訳士を目指す者の増加を促し、手話通訳士の充足を図るという観点から、別紙2のとおり試験実施方法等の変更を行うこととしている。変更にあたっては、試験の実施体制の整備や受験者の準備期間等を考慮し、18年度と19年度の2年に分けて行うこととするので、変更内容と時期についてご了知願いたい。また、変更の趣旨も踏まえ、手話通訳士の質・量両面の確保については今後とも積極的に取り組まれない。

なお、18年度の試験日程については、学科試験を9月24日(日)、実技試験を11月26日(日)に行う予定としている。

手話通訳技能認定試験実施方法等の改正

	現 行	改 正 (案)	
		平成18年度実施	平成19年度実施
試験方法及び試験日	2段階方式 ・学科(一次)試験 9月下旬～10月上旬 ・実技(二次)試験 11月下旬～12月上旬	2段階方式(現行どおり) ・学科(一次)試験 9月下旬～10月上旬 ・実技(二次)試験 11月下旬～12月上旬	連続方式 9月下旬～10月上旬 (連続する2日間) ・学科(一次)試験 土曜日 ・実技(二次)試験 日曜日
試験科目及び試験方式	学科(一次)試験【5科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 ・手話の基礎知識 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 (口頭 1問 筆記 1問)	一次(学科)試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 2問〕	同 左
学科(一次)試験の合格基準	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 5科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、以下の特定する2科目のそれぞれにおいて、60%以上の得点を得た者。 ① 国語 ② 手話の基礎知識	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。	同 左
試験会場	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)及び 実技(二次)試験 東京・大阪・熊本(3会場)
受験資格	ア. 学科(一次)試験 20歳以上の者 (学科(一次)試験日現在。) イ. 実技(二次)試験 学科(一次)試験の合格者とする。なお、学科(一次)試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科(一次)試験 20歳(受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。)以上の者 イ. 実技(二次)試験 学科(一次)試験の合格者とする。なお、学科(一次)試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科(一次)試験 同 左 イ. 実技(二次)試験 当該年度の学科(一次)試験受験者。なお、前年度の学科(一次)試験合格者は、当面、受験できるものとする。
合格発表及び公表方法	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 5月上旬 願書受付 6月～7月末	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5月上旬～6月末日	同 左

※ゴシック体は、改正事項